職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、柏原市懲戒処分の公表指針に基づき公表いたします。

1. 処分を受けた職員

政策推進部危機管理課参事兼課長補佐 男性職員 45歳 (事案発生当時 福祉こども部福祉総務課参事兼課長補佐兼地域福祉係長)

2. 処分内容

停職2月

3. 処分日

令和6年6月17日

4. 処分の理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するため (法令等違反及び全体の奉仕者たるにふさわしくない非行)

5. 事案概要

上記職員が、令和6年2月3日未明、飲酒の上、路上に駐車していた他人の自転車に無断で乗って単独で転倒事故を起こした。その後、窃盗及び道路交通法違反(酒酔い運転)で書類送検され、同年4月19日付けで不起訴処分となった。

問い合わせ 柏原市政策推進部人事課 072-971-5196